

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(平成24年度)の概要

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ⑤農林水産業分野(7/7)

	評価区分(*1)	総合評価 (ⅠとⅡの 平均値に Ⅲを加味)	Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価	Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
未来創造「新・ものづくり」特区(浜松市)	準	B 3.5	B 3.5 進捗度 ・企業の新規立地件数 175% ・農業参入した企業による耕作面積増 49% 等	B 4.0 規制の特例等 ・市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用 地域独自の取組 ・市独自の、固定資産税・事業所税に対する補助制度 等	-0.25	<p>・土地利用計画の裁量性が増した(※1)ことで新規企業立地件数は大きく増加(※2)しており、この点では大きな効果が上がっているが、<u>農業への企業参入についての実績は目標値を大きく下回っており(※3)、市のきめ細かな対応が求められる。</u></p> <p>・<u>数値目標の設定の仕方などに難点がある(※4)</u>と見受けられる。</p> <p>※1:農水省との協議の結果、農振法・農地法のガイドラインの柔軟な運用により、市街化調整区域内に工場立地誘導地区を設け、農振除外・転用が可能となり、当面の受入れ用地を確保することができた。</p> <p>※2:新規立地件数(H24年度目標)20件、(実績)35件、進捗度175%</p> <p>※3:農業参入した企業による耕作面積増(H24年度目標)10ha、(実績)4.9ha、進捗度49%</p> <p>※4:例えば、「農業参入した企業による耕作面積増」という数値目標について、「耕作放棄地に参入した企業による産出額以外は維持されるということが前提となっているが、仮に市場規模の広がりがなく、生産物が同一で競合が発生した場合、他の市内の生産者が産出額を減少させるということもあり得る。前提として適切でないと思われる。また、評価として毎年の取得面積ではなく累計的な取得面積で評価することが望ましい。」等。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。 *2)「Ⅲ」については、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。